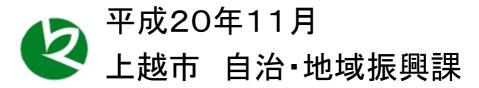


合併前上越市への せはは自治区 の導入を目指して

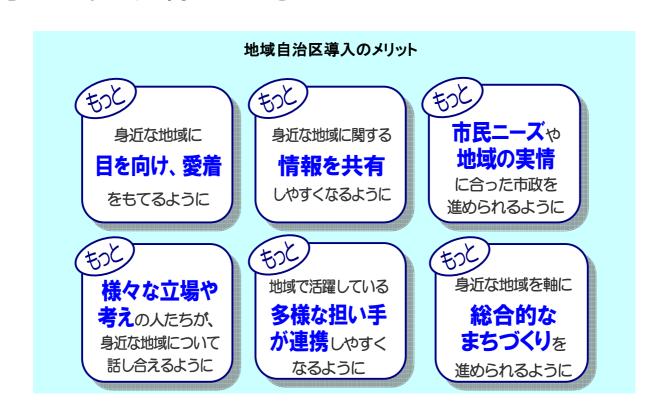


地域自治区とは(1)

- 身近な地域でのまちづくりを進めるための仕組みです。
 - 「市民本位の市政」の推進へ向けて・・・
 - ●まちづくりの主役である市民の意思を市政に反映させていく仕組みです
 - 「自主自立のまちづくり」の推進へ向けて・・・
 - ●市民が自主的に支えあい、地域が自立していくための仕組みです。

地域自治区とは(2)

- 地域自治区制度の導入の目的は...
 - より多くの市民の皆さんから、身近な地域やまちづくりに、 もっと関心を高めていただきたい
 - 様々な地域の特性や市民の皆さんの声をいかして、よりよいまちづくりを実現していきたい



合併前上越市への導入に向けた取組 ~これまでの経過~

● 平成18年度

- 「上越市における都市内分権及び住民自治に関する研究会」報告
- 合併前上越市への平成20年4月の導入を表明

● 平成19年度

- 市民に向けた説明会などの開催
 - ●地域自治区フォーラム
 - ●市民説明会(1回目:7~8月、2回目:10~11月)
 - ●制度案についてのパブリックコメントの実施
- 全市的・普遍的な制度へ(地方自治法に基づく制度への移行)
 - ●合併前上越市への導入は、さらなる市議会との議論と、市民への説明を行った後の導入へ
- 上越市自治基本条例の制定
 - ●自治の仕組みとして、地域自治区の設置を規定

ポイント1 区域の設定

- 身近な区域を単位として地域自治区を設定します。
 - 地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に 取り組むことができる区域とします。
 - 市民の皆さんにとって・・・
 - 日常生活の中で、課題や問題意識を相互に理解し共有すること ができる範囲
 - 人と人とのつながりがあり、安心感や共感、帰属感が創出でき、 協力的な行動が広がっていく範囲
 - 地縁団体等のまとまりや、具体的な活動等が行われている範囲

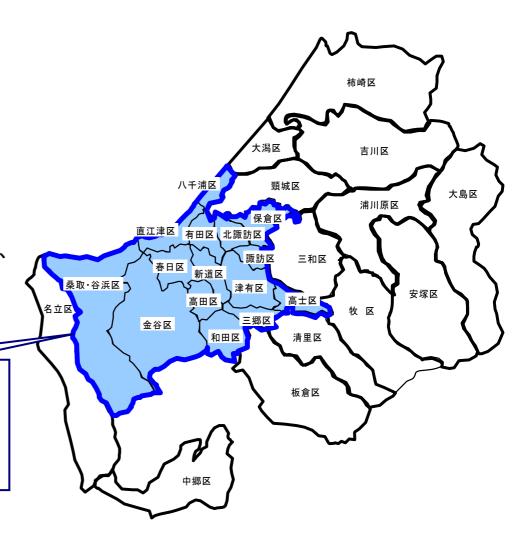
区域の考え方

● 区域の考え方

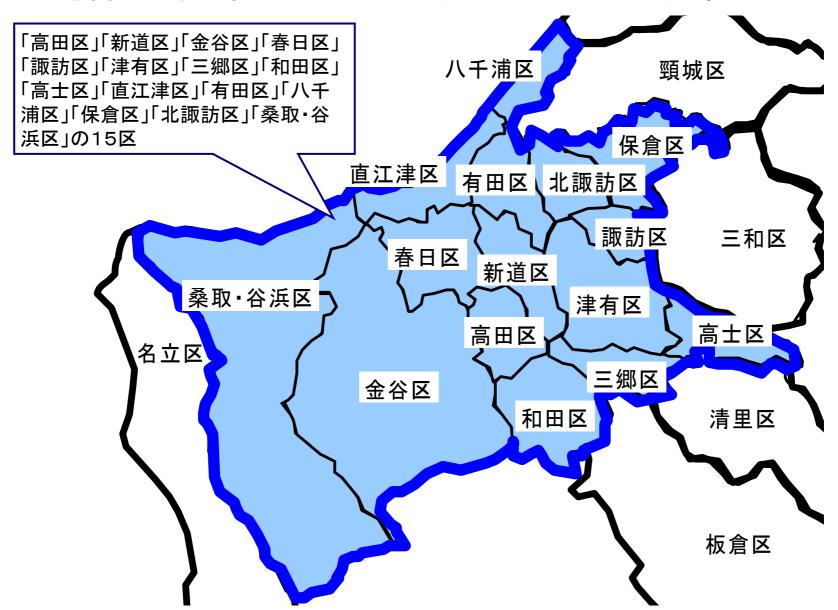
各種自治活動等の中で、多くの皆さんにかかわりの深い概ね昭和の大合併前の市町村の区域と重なる「地区」を基本として、15の区を設置します。

※ ただし、「地区」のうち、谷浜 地区と桑取地区については、人口 規模、地勢などを総合的に勘案し、 両地区で一つの地域自治区としま す。

「高田区」「新道区」「金谷区」「春日区」 「諏訪区」「津有区」「三郷区」「和田区」 「高士区」「直江津区」「有田区」「八千 浦区」「保倉区」「北諏訪区」「桑取・谷 浜区」の15区



合併前上越市における地域自治区の区域案



ポイント2 地域協議会の設置(1)

- ▶ 地域協議会は、住民の皆さん同士で、地域について話し合い、 市長に意見を伝える場です。
 - 話し合う内容は…
 - ●市長から意見を求められた案件
 - ●区内の公共施設の設置や管理・運営など
 - ●地域協議会が自主的に選んだテーマ
 - 身近な暮らしの課題から、地域特性をいかしたまちづくり のあり方まで

地域協議会が自主的に話し合ったテーマの事例

身近な暮らしに関するテーマ

- ●子育て支援センターの開設時間延長について(安塚区)
- 〇自主防災組織の結成推進について(浦川原区)
- ○通学路の街灯設置について(大島区)
- ●ごみ袋の改善について(柿崎区)
- ●三和区における歩道の整備について(三和区)
- 〇名立駅の管理について(名立区) ほか

地域特性をいかした まちづくりに関するテーマ

- 〇中郷区が目指す観光振興について(中郷区)
- ●光ヶ原高原観光の今後のあり方について(板倉区)
- 〇越後田舎体験推進協議会への加入について(清里区)

ほか

※ ●は、市長に意見書が提出されたもの

ポイント2 地域協議会の設置(2)

- 開催頻度は・・・
 - ●13区では、概ね毎月1回のペース
- 話し合いの成果は・・・
 - ●意見書を市長に提出
 - ⇒ 市長の判断により、市政運営の 中で実現
 - ●地域住民への問題提起や周知
 - 地域内での課題の共有
 - 多様な担い手による解決も期待



会議の様子の一例(柿崎区)

- 地域協議会の委員は・・・
 - ●公募公選制に基づき市長が選任(任期4年)
 - ●区の住民からの公募 ⇒定数よりも多かった場合は、選挙結果を尊重し選仟。 少なかった場合は市長が選仟。
 - 委員は無報酬(交通費相当額は支給)

地域協議会(1)

- 基本的な考え方
 - 地域協議会の権限等、基本的な仕組みは、現在の13区と同様
- 地域協議会の主な役割
 - 身近な地域の課題を主体的に捉え、それらについて議論を行う ことを通じて、地域の意見を市政に反映させること
 - ●地域協議会で話し合えること
 - ●市長から意見を求められた案件
 - 公共施設の設置や管理・運営など
 - ●市民の皆さんが必要と感じているテーマ(自主的に選択可)
 - それぞれの地域での「身近な暮らしの課題」から、「地域の特性を いかしたまちづくりのあり方」に至るまで

地域協議会(2)

● 地域協議会の委員定数

地域協議会の委員定数は、13区の地域協議会委員定数とのバランスを 考慮した上で、人口規模に応じて設定 (定数の上・下限は、会議体としての運営を考慮して設定)

≪地域協議会委員定数の算出基礎≫

人口	定数案	現行定数		市町村議会 議員定数(上
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		13区	該当する区	限数)
2,000人未満			なし	12人
2,000人以上5,000人未満	12人		安塚区、浦川原区、大島区、清里区(以上12人)牧区、名立区(14人)	14人
5,000人以上10,000人未満	16人	16人~18人	中郷区(14人) 吉川区、板倉区、三和区 (以上16人) 頸城区(18人)	18人
10,000人以上15,000人未満	18人	18人	柿崎区、大潟区	22人
15,000人以上20,000人未満		_	仰呵心、人病区	22人
20,000人以上	20人	_	なし	26人

地域協議会(3)

≪合併前上越市における各地域自治区の地域協議会委員定数≫

地域自治区	人口※	委員の定数
諏訪区	1,126人	12人
三郷区	1,410人	12人
高士区	1,654人	12人
北諏訪区	1,930人	12人
桑取•谷浜区	1,988人	12人
保倉区	2,435人	12人
八千浦区	4,336人	12人
津有区	5,306人	16人

地域自治区	人口※	委員の定数
和田区	5,810人	16人
新道区	8,992人	16人
有田区	13,670人	18人
金谷区	14,534人	18人
直江津区	19,515人	18人
春日区	19,844人	18人
高田区	31,373人	20人
合計	133,923人	224人

※人口は平成20年10月31日現在住民基本台帳人口

ポイント3 事務所の設置

- 区の事務所は、区域内の市政運営に関する事務を行います。
 - 13区では総合事務所を設置
 - ●所管する区内の行政サービスに関する事務
 - ●地域協議会に関する事務
 - ●地域協議会の運営サポート(事務局機能)

事務所(1)

- 事務所に分掌する事務
 - 詳細な業務内容は職員の配置のあり方とともに検討中
 - 想定している担当業務
 - ●地域協議会に関する業務
 - (例)・会議開催準備
 - ・協議事項・資料の整理
 - ・議事録作成、諮問・答申や意見書に係る担当課との連絡調整等
 - ●地域振興に関する業務
 - (例)・地域コミュニティの活動支援
 - ・各種団体と行政との連携等
 - その他の行政サービスは、各課が担当

事務所(2)

● 事務所の所管区域及び位置

- 一つの事務所が複数の地域自治区を所管
- 既存の公共施設を活用して3ヶ所設置

事務所を置く施設(案)	所管する地域自治区の区域(案)
①レインボーセンター又は 直江津地区公民館	直江津区、有田区、北諏訪区、 保倉区、八千浦区(5区) 【5区の人口:計41,886人】
②市役所本庁又は春日謙 信交流館	新道区、春日区、津有区、高士区、 諏訪区、桑取・谷浜区(6区) 【6区の人口:計38,910人】
③雁木通りプラザ又は高田 地区公民館	高田区、金谷区、三郷区、 和田区(4区) 【4区の人口:計53,127人】

※人口は平成20年10月31日現在住民基本台帳人口

● 事務所の人員配置の考え方

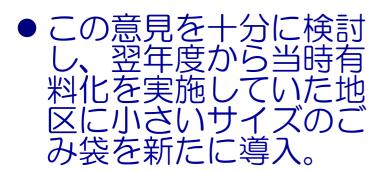
- 各事務所に所長を1名置き、事務所が所管 する地域自治区の事務所長とする。
- 各事務所には、地域自治区の事務に専ら従事する職員を1~2名程度置くことを検討。
- これらの職員は事務所が所管する地域自治 区を担当し、必要に応じて各区に出向く。



13区の地域協議会の活動紹介

~地域協議会が自主的に審議した案件~

<u>事例1</u> ごみ袋の改善について (柿崎区)





こまめなごみ出しに便利な5リットルの 生ごみ用ごみ袋(写真右)

ポイント

- 市民ニーズへの細やかな対応を実現
- 市民全体にとってよりよいことが、地域 自治区から全市へ展開

事例2 自主防災組織の結成推進に ついて(浦川原区)

- 同区での自主防災組織の結成 に当たり、世帯の減少や高齢 化などによる町内会の担い手 不足の地区が多く、同組織の 結成が進まない状況をふまえ、 延べ10回にわたり議論を実 施。(平成17年5月~平成 19年2月)
- 自主防災組織の結成の必要性 について、地域協議会だより で区の住民の皆さんへPR。
- 共に議論を行ってきた総合事務所が、地域協議会での議論を受け、町内会に対するさらなる普及活動を実施。



● 結成に向けた動きが活発化。



防災体制の必要性についてPRした 地域協議会だより

ポイント

- 地域の実情に促した市政運営の推進
- 特定テーマに限定せず、住民の皆さんの視点で の話し合いを実施
- 担当課等からの情報提供や報告も交えながら、 継続的に議論を実施
- 地域協議会だよりなどを通じて、地域協議会から地域に向けたメッセージも発信

事例3 越後田舎体験推進協議会へ の加入について(清里区)

■ 同区で豊かな農村資源をいかした農業体験ツアーなどを実施してきたことを踏まえ、安塚区の区で取り組んでいる「越後田舎体験推進事なでいる「豊かな自然や農村資源を活かした「体験旅行」の多いを実施。



清里区で、これまで行われてきた 農業体験ツアー



 平成18年7月からの話し合い の結果、平成20年6月に区内 での組織体制が整備され、越後 田舎体験推進協議会に加入。

ポイント

地域資源をいかしたまちづくりのあり 方について、住民の皆さん自身が議論

事例4 光ヶ原高原観光の今後の あり方について(板倉区)

- 光ヶ原高原を管理・運営していた指定管理会社の解散を受けて、 貴重な地域資源である同高原の活用のあり方について審議し、 市長に対して意見書を提出。 (平成20年1月)
- 審議の過程では、地域協議会が、 区の住民の皆さんへの意見募集 や関係者との意見交換を行い、 それらの成果をまとめた活用計 画提案書を作成し、市長に対し て、意見書と併せて提出。



市では、地域協議会からの提案 を受けて、現在、総合事務所と 関係各課で連携しながら、実施 計画の策定に向けて取組中。



更なる活用が期待される光ヶ原高原

ポイント

- 地域協議会が、区の住民の皆さんへの意見募集や関係者との意見交換を実施
- 地域の知恵とアイディアをまとめた 活用計画提案書を作成し、市長に対 して、意見書と併せて提出

合併前上越市への 地域自治区導入に向けて

~今後の取組~

導入に向けた取組(1)

● 全体スケジュール案

平成21年10月の導入を目指しています。

● 取組状況

●市議会との議論

市議会(総務常任委員会)と、合併前の 上越市の区域における地域自治区の導入 について3回の議論を行ってきました。

●第1回:7月29日

●第2回:9月1日

●第3回:10月20日



市議会との議論の様子

導入に向けた取組(2)

- 市民への周知・説明
 - ●多様な団体等との意見交換 ⇒実施中
 - ●様々な媒体を通じた市民への周知 ⇒実施中
 - ●「地域自治区を語る会」の開催 ⇒下記日程で実施

	日時		会場
1	11月23日(日・祝)	14:00~	雁木通りプラザ
2	11月24日(月・休)	14:00~	レインボーセンター
3	11月29日 (土)	14:00~	春日謙信交流館

●パブリックコメントの実施 ⇒実施予定



花ロード会場でのPR(本町通り:10/12)

《問合せ先》 上越市企画·地域振興部 自治·地域振興課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 TEL 025-526-5111(内線1449) FAX 025-526-8363 http://www.city.joetsu.niigata.jp e-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp